



稲城市告示第78号

令和7年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和7年6月3日

稲城市長 高橋 勝 浩



記

1 期日 令和7年6月10日

2 場所 稲城市議会議場

令和7年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

第32号議案 稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第33号議案 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第34号議案 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第35号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例

第36号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

第37号議案 稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

第38号議案 稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第39号議案 稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

第40号議案 令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）

第41号議案 令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

第42号議案 消防デジタル無線設備の買入れについて

第43号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・11路線）

第44号議案 稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

<報 告>

第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度東京都稲城市一般会計予算）

- 第 2 号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）
- 第 3 号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について
- 第 4 号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第32号議案

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和４年稲城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第243条の２の７第１項」を「第243条の２の８第１項」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３号に規定する日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第32号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 4 年稲城市条例第10号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 1 条（趣旨） 地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に規定する日から施行します。			

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長等（同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長等（同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

第33号議案

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成４年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項第１号中「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「勤務日の日数」に、「（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第15条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第19条第１項の部分休業をいう。以下この条及び次条において同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第15条の２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第15条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で

定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38

時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案概要説明書

議 案 番 号	第33号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）の改正に伴い、稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年稲城市条例第 20号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第14条（部分休業をすることができない職員）及び第16条（部分休業をしている職員の給与等の取扱い） 第15条及び第15条の 2 の改正等に伴い、文言を整理します。 ○ 第15条（第 1 号部分休業の承認）、第15条の 2（第 2 号部分休業の承認）及び第 15条の 4（育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 部分休業制度が拡充されたことに伴い、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないこととする形態を第 1 号部分休業と、1 年につき 77 時間 30 分を超えない範囲内で勤務しないこととする形態を第 2 号部分休業とし、承認についての規定等を整備します。 ○ 第15条の 3（育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間） 第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業のいずれかを適用する期間を 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までと定めます。 ○ 第15条の 5（育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情） 部分休業の申出内容を変更することができる特別な事情について規定します。 ○ 第17条（部分休業の承認の取消事由） 部分休業の承認の取消事由について、規定を整備します。			
【施行期日等】			

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>勤務日の日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） (2) ……（略） <u>（第1号部分休業の承認）</u> 第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第16条第1項の育児時間又は勤務時間条例第17条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> 第15条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数</u>	(部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>） (2) ……（略） <u>（部分休業の承認）</u> 第15条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項の部分休業をいう。以下この条及び次条において同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第16条第1項の育児時間又は勤務時間条例第17条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

<u>の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> 77時間30分 (2) <u>非常勤職員</u> 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 第16条 職員(非常勤職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、稲城市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年稲城市条例第79号。以下この条において「給与条例」という。)</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 …… (略) <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 第16条 職員(非常勤職員を除く。)が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、稲城市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年稲城市条例第79号。以下この条において「給与条例」という。)</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 …… (略) <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第17条 第5条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

第34号議案

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正等に伴い、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「以下この条及び次条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の3 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 前項に規定するもののほか、子育て部分休暇に関し必要な事項は、市規則で定める。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例第18条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例第18条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の

出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第2条及び付則第3条の規定 公布の日

(2) 第10条の2の改正規定及び第17条の2の次に1条を加える改正規定 令和7年7月1日

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の3に規定する請求は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

第3条 任命権者は、この条例の施行日前においても、新条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合におい

て、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案概要説明書

議 案 番 号	第34号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）の改正等に伴い、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 9 年稲城市条例第 8 号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第10条の 2（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第17条の 3 及び第19条の 2 の追加に伴い、規定を整備します。 ○ 第17条の 3（子育て部分休暇） 9 歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が、当該子を養育するために 1 日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認する子育て部分休暇について規定します。 ○ 第19条の 2（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 仕事と育児との両立に資する制度又は措置について、周知及びその請求等に係る意向の確認を行うための措置を講じなければならない旨等を規定します。 ○ 第19条の 3（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第19条の 2 の追加に伴い、規定を整備します。			
【施行期日等】			
この条例は、令和 7 年10月 1 日（一部は公布の日又は令和 7 年 7 月 1 日）から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条の2 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）第2条の2に規定する者を含む。<u>以下同じ。</u>）であって小学校就学の始期に達するまでのものを養育する職員（当該子の同居の親族として市規則で定めるもののない職員に限る。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。 2・3 ……（略） （介護時間） 第17条の2 ……（略） 2 ……（略） <u>（子育て部分休暇）</u> <u>第17条の3 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、子育て部分休暇に関し必要な事項は、市規則で定める。</u> （臨時的任用職員等に対する特例） 第19条 ……（略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条の2 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）第2条の2に規定する者を含む。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）であって小学校就学の始期に達するまでのものを養育する職員（当該子の同居の親族として市規則で定めるもののない職員に限る。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。 2・3 ……（略） （介護時間） 第17条の2 ……（略） 2 ……（略） （臨時的任用職員等に対する特例） 第19条 ……（略）

第19条の2 任命権者は、稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例第18条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例第18条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 ……（略）

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の4 ……（略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 ……（略）

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 ……（略）

第35号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附

則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、付則第16条の2の

次に 1 条を加える改正規定及び付則第 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の稲城市市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、令和 8 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例によ

る。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、稲城市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 稲城市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案概要説明書

議案番号	第35号	担当課	市民部課税課
件名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概要】 本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第34条の2（所得控除）、第36条の2（市民税の申告）、第36条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）及び第36条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 地方税法において、特定親族を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じた額を控除する特定親族特別控除が創設されたことに伴い、規定を整備します。（令和8年1月1日施行） ○ 付則第16条の2の2（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 加熱式たばこの紙巻きたばこ本数への換算方法を見直し、紙巻きたばこと加熱式たばこの税負担を同水準とします。ただし、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこについては、改正前の換算方法と改正後の換算方法による本数にそれぞれ0.5を乗じて計算した本数の合計を紙巻きたばこの本数とします。（令和8年4月1日施行） 【経過措置】 付則において、経過措置について規定します。			

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))</u>(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附	(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))</u>の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)

金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 …… (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) …… (略)

2～6 …… (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日

については、この限りでない。

2～9 …… (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) …… (略)

2～6 …… (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、

までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) …… (略)

2～5 …… (略)

付 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 …… (略)

2・3 …… (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの

市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) …… (略)

2～5 …… (略)

付 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 …… (略)

2・3 …… (略)

1 個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第36号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項の満3歳未満保育認定子どものうち第2子以降に実施している補助を第1子に拡充し、利用者負担額の全額を東京都の補助金を活用し補助するため、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
(平成27年稲城市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地
域型保育、特別利用地域型保育又は特例保育を受けた場合の利用者負担額

(単位 円)

項目 階層 区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定子ども の属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)
	定義及び条件	保育標準時間 (保育短時間)
1	当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者が生活保護法(昭和25年 法律第144号)第6条第1項に規定する被保護 者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律 第30号)の規定による支援給付を受けている 者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 6条の4に規定する里親である世帯	0
2	特定教育・保育のあった月の属する年度分 (当該月が4月から8月までの場合にあって は、前年度分とする。以下同じ。)の市町村 民税非課税世帯(1階層の世帯を除く。)	
3	特定教育・保育のあった月の属する年度分の	

	市町村民税課税世帯のうち、均等割のみが課税される世帯（１階層の世帯を除く。）	
4	特定教育・保育のあった月の属する年度分の市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯（１階層から３階層までの世帯を除く。）	15,000円未満
5		15,000円以上 30,000円未満
6		30,000円以上 48,600円未満
7		48,600円以上 63,000円未満
8		63,000円以上 77,100円未満
9		77,100円以上 97,000円未満
10		97,000円以上 121,000円未満
11		121,000円以上 145,000円未満
12		145,000円以上 169,000円未満
13		169,000円以上 190,000円未満
14		190,000円以上 211,200円未満
15		211,200円以上 233,600円未満
16		233,600円以上 256,000円未満
17		256,000円以上 278,400円未満
18		278,400円以上 301,000円未満
19		301,000円以上

		333,000円未満
20		333,000円以上 365,000円未満
21		365,000円以上 397,000円未満
22		397,000円以上 460,000円未満
23		460,000円以上

備考 本表の規定に関し、必要な事項は、規則において定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、令和7年9月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月分までの利用者負担額、延滞金及び減免については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第36号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項の満3歳未満保育認定子どものうち第2子以降に実施している補助を第1子に拡充し、利用者負担額の全額を東京都の補助金を活用し補助するため、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年稲城市条例第2号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第3条（利用者負担額）及び第4条（利用者負担額の減免） 別表の改正に伴い、納付に係る延滞金の規定及び減免の規定を削除します。 ○ 第5条（委任） 第4条の削除に伴い、条を繰り上げます。 ○ 別表（第3条関係） 満3歳未満保育認定子どものうち第1子の利用者負担額の全額を補助することに伴い、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額を0円とします。 【施行期日等】 この条例は、令和7年9月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。			

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の新旧対照表

新			旧			
(利用者負担額)			(利用者負担額)			
第3条 …… (略)			第3条 …… (略)			
			2 前項に規定するもののほか、利用者負担額の納付に係る延滞金については、稲城市税 外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（平成28年稲城市条例第2号）の定めるところ による。			
			(利用者負担額の減免)			
			第4条 市長は、特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除す ることができる。			
(委任)			(委任)			
第4条 …… (略)			第5条 …… (略)			
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）			
特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保 育、特別利用地域型保育又は特例保育を受けた場合の利用者負担額			特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保 育、特別利用地域型保育又は特例保育を受けた場合の利用者負担額			
(単位 円)			(単位 円)			
項目 階層 区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	項目 階層 区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	
	定義及び条件	保育標準時間 （保育短時間）		定義及び条件	保育標準時間 （保育短時間）	
					第1子	第2子以降
					0	0
1	当該教育・保育給付認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者が生活保護法 （昭和25年法律第144号）第6条第1項 に規定する被保護者、中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律（平成6年法律第30号） の規定による支援給付を受けている者又	0	1	当該教育・保育給付認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者が生活保護法 （昭和25年法律第144号）第6条第1項 に規定する被保護者、中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律（平成6年法律第30号） の規定による支援給付を受けている者又	0	0

	は児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の4に規定する里親である世帯	
2	特定教育・保育のあった月の属する年度分（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯（1階層の世帯を除く。）	
3	特定教育・保育のあった月の属する年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみが課税される世帯（1階層の世帯を除く。）	
4	特定教育・保育のあった月の属する年度分の	15,000円未満
5	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯（1階層から3階層までの世帯を除く。）	15,000円以上 30,000円未満
6		30,000円以上 48,600円未満
7		48,600円以上 63,000円未満
8		63,000円以上 77,100円未満
9		77,100円以上 97,000円未満
10		97,000円以上 121,000円未満
11		121,000円以上 145,000円未満
12		145,000円以上 169,000円未満
13		169,000円以上 190,000円未満

	は児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の4に規定する里親である世帯	
2	特定教育・保育のあった月の属する年度分（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯（1階層の世帯を除く。）	
3	特定教育・保育のあった月の属する年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみが課税される世帯（1階層の世帯を除く。）	
4	特定教育・保育のあった月の属する年度分の	15,000円未満
5	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯（1階層から3階層までの世帯を除く。）	15,000円以上 30,000円未満
6		30,000円以上 48,600円未満
7		48,600円以上 63,000円未満
8		63,000円以上 77,100円未満
9		77,100円以上 97,000円未満
10		97,000円以上 121,000円未満
11		121,000円以上 145,000円未満
12		145,000円以上 169,000円未満
13		169,000円以上 190,000円未満

14	190,000円以上 211,200円未満
15	211,200円以上 233,600円未満
16	233,600円以上 256,000円未満
17	256,000円以上 278,400円未満
18	278,400円以上 301,000円未満
19	301,000円以上 333,000円未満
20	333,000円以上 365,000円未満
21	365,000円以上 397,000円未満
22	397,000円以上 460,000円未満
23	460,000円以上

備考 本表の規定に関し、必要な事項は、規則において定める。

14	190,000円以上 211,200円未満	<u>32,100</u> <u>(31,600)</u>
15	211,200円以上 233,600円未満	<u>35,100</u> <u>(34,500)</u>
16	233,600円以上 256,000円未満	<u>38,100</u> <u>(37,500)</u>
17	256,000円以上 278,400円未満	<u>41,200</u> <u>(40,500)</u>
18	278,400円以上 301,000円未満	<u>44,000</u> <u>(43,300)</u>
19	301,000円以上 333,000円未満	<u>46,000</u> <u>(45,200)</u>
20	333,000円以上 365,000円未満	<u>48,000</u> <u>(47,200)</u>
21	365,000円以上 397,000円未満	<u>51,900</u> <u>(51,000)</u>
22	397,000円以上 460,000円未満	<u>53,900</u> <u>(53,000)</u>
23	460,000円以上	<u>56,000</u> <u>(55,000)</u>

備考 本表の規定に関し、必要な事項は、規則において定める。

第37号議案

稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の改正に伴い、稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年稲城市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第37号	担 当 課	都市環境整備部緑と環境課
件 名	稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の改正に伴い、稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年稲城市条例第19号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第3条（園路及び広場） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例は、公布の日から施行します。			

稲城市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の新旧対照表

新	旧
(園路及び広場) 第3条 …… (略) 2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 3～5 …… (略)	(園路及び広場) 第3条 …… (略) 2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 3～5 …… (略)

第38号議案

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項前段」を「第243条の2の9第8項前段」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に規定する日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第38号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	稲城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年稲城市条例第20号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除） 地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行します。			

稲城市下水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条前段において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項前段</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条前段において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項前段</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

第39号議案

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項前段」を「第243条の2の9第8項前段」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に規定する日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第39号	担 当 課	市立病院事務部管理課
件 名	稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 6 条（議会の同意を要する賠償責任の免除） 地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に規定する日から施行します。			

稲城市病院事業の設置等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項前段</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項前段</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

第40号議案

令和 7 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 311,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,364,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 10 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		302,006	△134,881	167,125
	1 負担金	302,006	△134,881	167,125
15 使用料及び手数料		624,743	△5,901	618,842
	1 使用料	210,241	△5,901	204,340
16 国庫支出金		7,908,807	267,089	8,175,896
	1 国庫負担金	6,908,400	△72,261	6,836,139
	2 国庫補助金	977,796	339,350	1,317,146
17 都支出金		8,250,379	240,647	8,491,026
	2 都補助金	5,469,808	240,647	5,710,455
20 繰入金		1,939,924	△30,812	1,909,112
	1 基金繰入金	1,905,935	△30,812	1,875,123
23 市債		2,209,600	△24,900	2,184,700
	1 市債	2,209,600	△24,900	2,184,700
歳入合計		46,053,000	311,242	46,364,242

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,795,983	30,377	4,826,360
	1 総務管理費	3,849,413	30,377	3,879,790
3 民生費		20,310,688	502,913	20,813,601
	1 社会福祉費	6,171,844	471,485	6,643,329
	2 児童福祉費	11,636,907	31,428	11,668,335
10 教育費		6,676,812	△222,048	6,454,764
	1 教育総務費	529,280	1,200	530,480
	2 小学校費	2,104,262	△223,248	1,881,014
歳出合計		46,053,000	311,242	46,364,242

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	132,000
稲城第三小学校校舎建替工事	令和8年度から 令和10年度まで	4,056,000

(変更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事監理委託	令和7年度から 令和9年度まで	3,300	令和7年度から 令和10年度まで	3,300
稲城第三小学校校舎建替工事監理委託	令和7年度から 令和9年度まで	84,700	令和7年度から 令和10年度まで	84,700

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設事業債	7,600	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以 内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	5,000	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以 内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
第三小学校校舎建替事業債	410,300		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率		388,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

歲入歲出予算事項別明細書

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	（ 1 民生費国庫補助金）				2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△2, 227
	2 教育費国庫補助金	202, 135	△130, 865	71, 270		
					1 小 学 校 費 補 助 金	△130, 865
	6 総務費国庫補助金	48, 349	471, 782	520, 131		
					1 総 務 管 理 費 補 助 金	471, 782
計		7, 908, 807	267, 089	8, 175, 896		

第 17 款 都 支 出 金 （補正額 240, 647 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	5, 469, 808	240, 647	5, 710, 455		
	1 総務費都補助金	1, 632, 265	27, 000	1, 659, 265		
					1 総務費補助金	27, 000
	2 民生費都補助金	2, 396, 898	212, 447	2, 609, 345		
					3 児 童 福 祉 費 補 助 金	212, 447
	7 教育費都補助金	699, 269	1, 200	700, 469		
					6 教 育 総 務 費 補 助 金	1, 200
計		8, 250, 379	240, 647	8, 491, 026		

（単位：千円）

説 明	
（児童青少年課） 子ども・子育て支援施設整備交付金（１／３・２／３）	
（教育総務課） 学校施設環境改善交付金（１／２・１／３）	
（財政課） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	

第16款 国 庫 支 出 金

（単位：千円）

説 明	
（総務契約課） 東京都防犯機器等購入緊急補助事業補助金（１０／１０）	
（児童青少年課） 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金（１／２） 学童クラブ整備費補助金（１／６・１／３） （子育て支援課） 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金（１／２・１０／１０） 認可外保育施設利用支援事業補助金（１／２・１０／１０） 保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金（１０／１０） 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金（１０／１０）	
（指導課） 笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金（１０／１０）	

第17款 都 支 出 金

第 2 款 総 務 費 (補正額 30,377 千円)

— 14 —

第2款 総 務 費

— 15 —

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(2 児 童 処 遇 費)								
	3 保 育 所 費	37,965	0	37,965	0	3,321	0	△5,901	2,580
					0	3,321	0	△5,901	2,580
	5 学 童 ク ラ ブ 費	451,397	△7,000	444,397	△2,227	△2,399	△2,600	0	226
					△2,227	△2,399	△2,600	0	226
計		20,310,688	502,913	20,813,601	469,258	210,687	△2,600	△140,782	△33,650

[illegible]

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加及び変更

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	建築保全課	132,000			令和8年度から 令和9年度まで	132,000	97,172	30,000		4,828
稲城第三小学校校舎建替工事	建築保全課	4,056,000			令和8年度から 令和10年度まで	4,056,000	623,632	3,088,000		344,368

(変更)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 第三小学校学童クラブ 建設工事監理委託										
補正前	建築保全課	3,300			令和7年度から 令和9年度まで	3,300				3,300
補正後	建築保全課	3,300			令和7年度から 令和10年度まで	3,300				3,300
稲城第三小学校校舎建替工事監 理委託										
補正前	建築保全課	84,700			令和7年度から 令和9年度まで	84,700				84,700
補正後	建築保全課	84,700			令和7年度から 令和10年度まで	84,700				84,700

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	11,455,960	12,090,873	2,209,600	984,305	13,316,168
補正額			△ 24,900		△ 24,900
計	11,455,960	12,090,873	2,184,700	984,305	13,291,268
(2) 民生債					
補正前	125,751	223,037	59,800	12,545	270,292
補正額			△ 2,600		△ 2,600
計	125,751	223,037	57,200	12,545	267,692
(8) 教育債					
補正前	8,064,959	7,811,221	1,059,600	651,172	8,219,649
補正額			△ 22,300		△ 22,300
計	8,064,959	7,811,221	1,037,300	651,172	8,197,349
合 計					
補正前	18,855,224	18,660,239	2,209,600	1,771,213	19,098,626
補正額			△ 24,900		△ 24,900
計	18,855,224	18,660,239	2,184,700	1,771,213	19,073,726

議案概要説明書

議 案 番 号	第40号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		46,053,000	
補 正 額		311,242	
補正後の予算総額		46,364,242	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、東京都の防犯機器等購入緊急補助事業補助金を活用し、防犯機器の購入を支援する防犯機器等購入緊急補助事業を実施することに伴う経費の計上、生活保護事業における被保護者調査の調査項目の変更等に対応するために生活保護システムを改修することに伴う委託料の計上、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定したことを受け、本来給付すべき所要額と昨年度給付した調整給付額との間で差額が生じた方等に対して定額減税不足額給付金を支給することに伴う経費の計上、令和7年9月から満3歳未満保育認定子どものうち第2子以降に実施している補助を第1子に拡充し、利用者負担額の全額を東京都の補助金を活用し補助することに伴う保育所運営費保護者負担金及び保育所施設使用料の減額、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金の増額、保育システム改修委託料の計上並びに認可外保育所の利用者への利用料補助の拡充を行うことに伴う認可外保育事業利用者利用料補助の増額、東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金等を活用し、市内の保育所等に対して物価高騰の影響を軽減するための支援を実施することに伴う保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の計上、東京都の笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金を活用し、稲城第三小学校において笑顔と学びの体験活動プロジェクトを実施することに伴う委託料の計上、稲城第二小学校校舎増築工事について、労務単価の上昇を受け、契約金額を変更することに伴う委託料及び工事請負費の増額、(仮称)第三小学校学童クラブ建設工事及び稲城第三小学校校舎建替工事について、入札不調により工期が延伸することに伴う工事請負費の減額等を行うものです。			

また、債務負担行為の補正として、（仮称）第三小学校学童クラブ建設工事及び稲城第三小学校校舎建替工事に係る経費について債務負担行為の追加及び変更をするものです。

さらに、地方債の補正として、（仮称）第三小学校学童クラブ建設事業債及び第三小学校校舎建替事業債の減額を行うものです。

第41号議案

令和 7 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,468 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,372,795 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 10 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 広域連合支出金		39,187	1,468	40,655
	2 広域連合補助金	8,537	1,468	10,005
歳 入 合 計		2,371,327	1,468	2,372,795

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,264	1,468	15,732
	1 総務管理費	6,422	1,468	7,890
歳 出 合 計		2,371,327	1,468	2,372,795

歲入歲出予算事項別明細書

入 歳

第 4 款 広域連合支出金 (補正額 1,468 千円)

(単位：千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	2 広 域 連 合 補 助 金	8,537	1,468	10,005		
	5 マイナンバーカード健康保険証一体化推進等市区町村事務補助金	0	1,468	1,468		
					1 マイナンバーカード健康保険証一体化推進等市区町村事務補助金	1,468
	計	39,187	1,468	40,655		

説	明
（保険年金課）	1,468
マイナンバーカード健康保険証一体化推進等市区町村事務補助金	1,468

第4款 広域連合支出金

歲 出

第 1 款 総 務 費 (補正額 1,468 千円)

[illegible]

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	1,468	1 一般事務費（保険年金課） 1,468 11 役務費 1,468 通信運搬費 1,468 郵便料等 1,468

第1款 総 務 費

議案概要説明書

議 案 番 号	第41号	担 当 課	市民部保険年金課						
件 名	令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）								
【概 要】 (特に表示がないときは単位 千円) <table><tr><td>補正前の予算総額</td><td>2,371,327</td></tr><tr><td>補 正 額</td><td>1,468</td></tr><tr><td>補正後の予算総額</td><td>2,372,795</td></tr></table> (補正の概要) 今回の補正は、令和8年7月31日までの暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、後期高齢者医療保険の全ての被保険者に申請なしで資格確認書を交付することに伴う総務管理費の増額及びそれに伴う広域連合補助金の増額を行うものです。				補正前の予算総額	2,371,327	補 正 額	1,468	補正後の予算総額	2,372,795
補正前の予算総額	2,371,327								
補 正 額	1,468								
補正後の予算総額	2,372,795								

第42号議案

消防デジタル無線設備の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

消防デジタル無線設備を更新整備のため買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

消防デジタル無線設備の買入れについて

次のとおり消防デジタル無線設備を買い入れる。

- 1 買入れの目的 消防デジタル無線設備を更新整備するため
- 2 種類及び数量 消防デジタル無線設備 1 式
- 3 買入れの金額 1 億7,140万8,600円
- 4 買入れの相手方 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号
名称 株式会社富士通ゼネラル
代表者又は代理人 情報通信ネットワーク事業部
部長 堀下 裕司

議案概要説明書

議 案 番 号	第42号	担 当 課	総務部総務契約課、消防本部消防総務課、消防本部防災課
件 名	消防デジタル無線設備の買入れについて		
【概 要】			
本案は、消防デジタル無線設備を更新整備のため買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【取得する財産の内容】			
1 種類及び数量 消防デジタル無線設備 1 式 2 基準仕様 (1) 基地局 無線回線制御装置 1 台、管理監視制御装置 1 台、無線統制台 2 式、基地局無線装置 2 式、空中線共用器 1 式、ネットワーク機器 1 式、直流電源装置 1 式、耐電トランス 1 台 (2) 移動局 ア 消防本部 車載型無線装置13式、携帯型無線装置 6 式、可搬型無線装置 3 式、卓上型無線装置 1 式、アナログ無線装置19式 イ 消防団 車載型無線装置 9 式、携帯型無線装置30式、可搬型無線装置 2 式			
【契約の経過】			
1 契約方法 随意契約 2 特命理由 株式会社富士通ゼネラルは、既存の通信指令設備と連動した消防デジタル無線設備に追加の改修等を行わず、互換性を確保して接続させることができる機器を販売する唯一の業者であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社との特命随意契約とするものです。 3 予定価格 1 億7,140万8,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 4 見積日 令和 7 年 4 月 28 日 5 決定者 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目 3 番 17 号 名称 株式会社富士通ゼネラル			

代表者又は代理人 情報通信ネットワーク事業部 部長 堀下 裕司

6 契約金額 1 億7,140万8,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 仮契約日 令和7年4月28日

8 納期限 令和8年3月31日

見積経過調書及び見積結果

見 積 日 令和7年4月28日

見積場所 電子入札サービス

件 名	消防デジタル無線設備購入		
事 業 者 名	株式会社富士通ゼネラル		
第1回目見積	第2回目見積	第3回目見積	備 考
157,000,000円	155,826,000円	円	決 定
見 積 結 果	見積金額 155,826,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 契約金額 171,408,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 決 定 者 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号 名称 株式会社富士通ゼネラル 代表者又は代理人 情報通信ネットワーク事業部 部長 堀下 裕司		
納 期	契約確定の日から令和8年3月31日まで		

第43号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・11路線）

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業において築造する道路を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・11路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道矢野口2196号線	矢野口3626番地先	矢野口3678番地先
2	市道矢野口2197号線	矢野口3626番地先	矢野口3618番地先
3	市道矢野口2198号線	矢野口3619番地先	矢野口3619番地先
4	市道矢野口2199号線	矢野口3626番地先	矢野口3678番地先
5	市道矢野口2200号線	矢野口3626番地先	東長沼2548番地先
6	市道東長沼2201号線	東長沼2552番地先	東長沼2549番地先
7	市道矢野口2202号線	矢野口3177番地先	東長沼2517番2地先
8	市道東長沼2203号線	東長沼2517番2地先	東長沼2501番3地先
9	市道矢野口2204号線	矢野口3613番地先	矢野口3614番地先
10	市道矢野口2205号線	矢野口3626番地先	矢野口3626番地先
11	市道東長沼2206号線	東長沼2546番地先	東長沼2546番地先

議案概要説明書

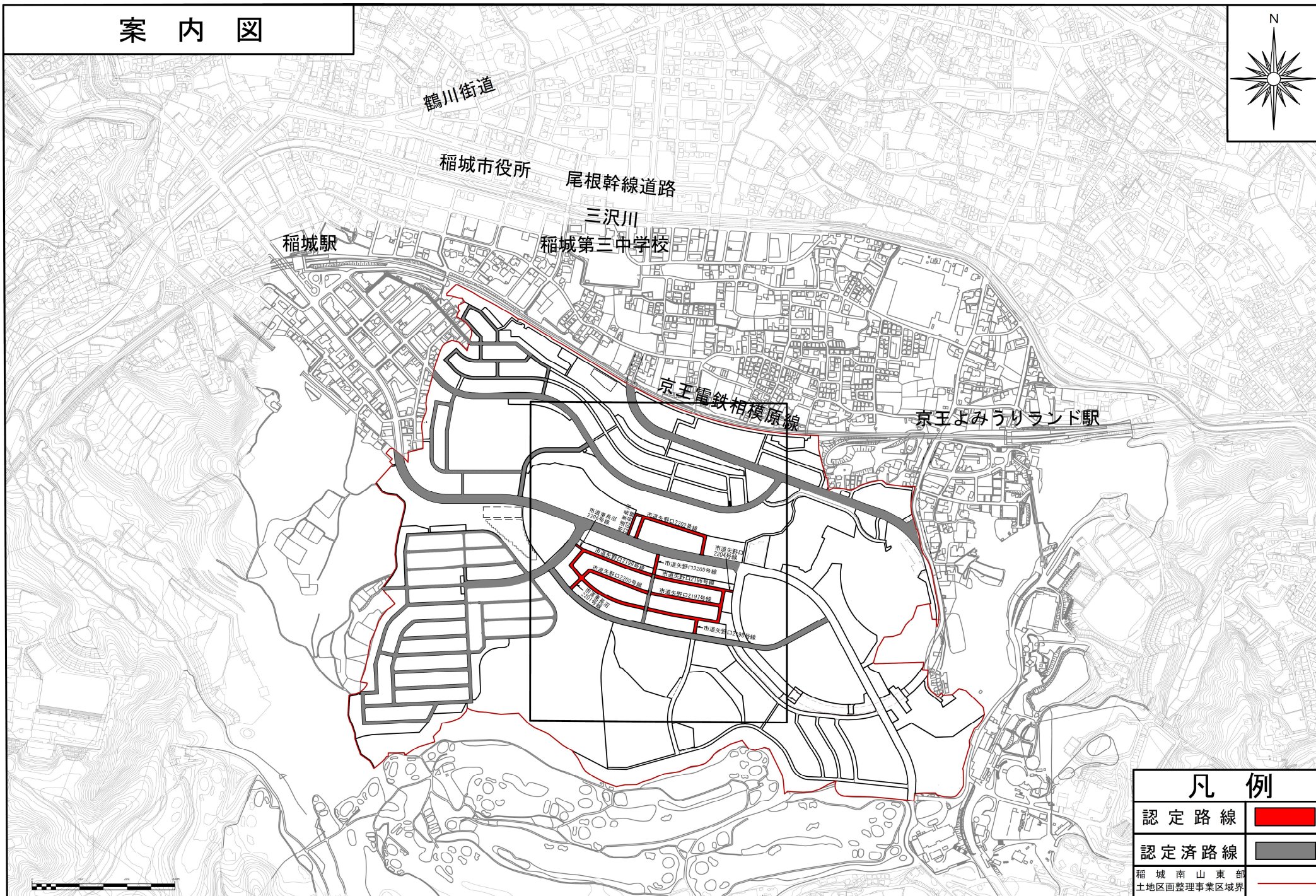
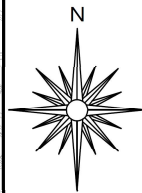
議 案 番 号	第43号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・11路線）		
【概 要】 本案は、稲城南山東部土地区画整理事業において築造する道路を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

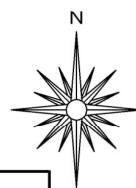
認定路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道矢野口 2196 号線	矢野口 3626 番地先	矢野口 3678 番地先	367.41	6.00
2	市道矢野口 2197 号線	矢野口 3626 番地先	矢野口 3618 番地先	146.64	6.00
3	市道矢野口 2198 号線	矢野口 3619 番地先	矢野口 3619 番地先	29.00	6.00
4	市道矢野口 2199 号線	矢野口 3626 番地先	矢野口 3678 番地先	378.42	6.00
5	市道矢野口 2200 号線	矢野口 3626 番地先	東長沼 2548 番地先	151.07	6.00
6	市道東長沼 2201 号線	東長沼 2552 番地先	東長沼 2549 番地先	28.99	6.00
7	市道矢野口 2202 号線	矢野口 3177 番地先	東長沼 2517 番 2 地先	222.05	6.00
8	市道東長沼 2203 号線	東長沼 2517 番 2 地先	東長沼 2501 番 3 地先	61.07	4.00
9	市道矢野口 2204 号線	矢野口 3613 番地先	矢野口 3614 番地先	16.30	4.00
10	市道矢野口 2205 号線	矢野口 3626 番地先	矢野口 3626 番地先	42.96	6.00
11	市道東長沼 2206 号線	東長沼 2546 番地先	東長沼 2546 番地先	16.77	4.00

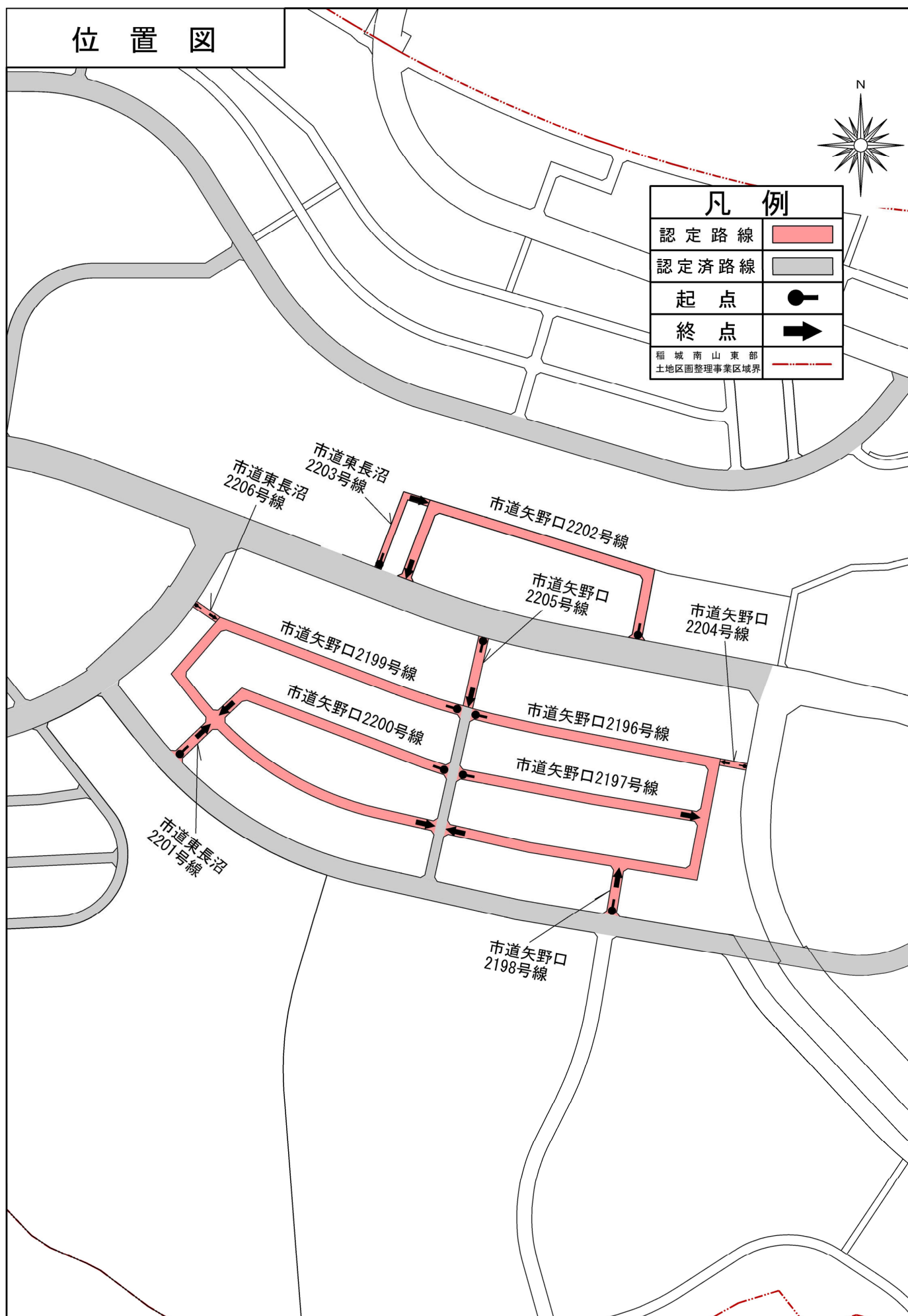
案 内 図



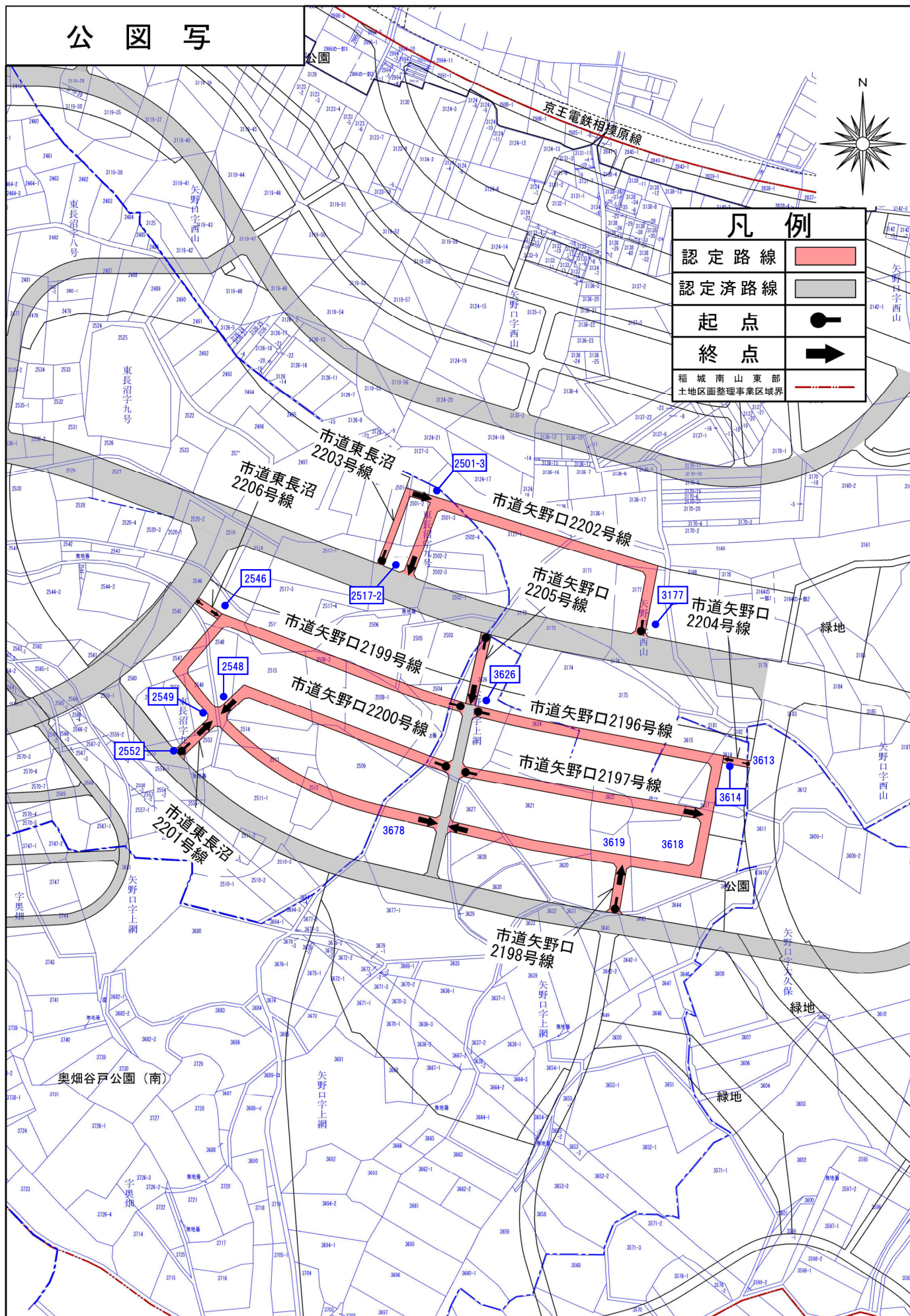
位置図



凡 例	
認定路線	
認定済路線	
起点	
終点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	



公 図 写



第44号議案

稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり稲城市道路線を変更する。

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
市道矢野口2014号線	変更前	矢野口3609番地先	東長沼2560番地先	—
	変更後	矢野口3233番地先	東長沼2560番地先	—

議案概要説明書

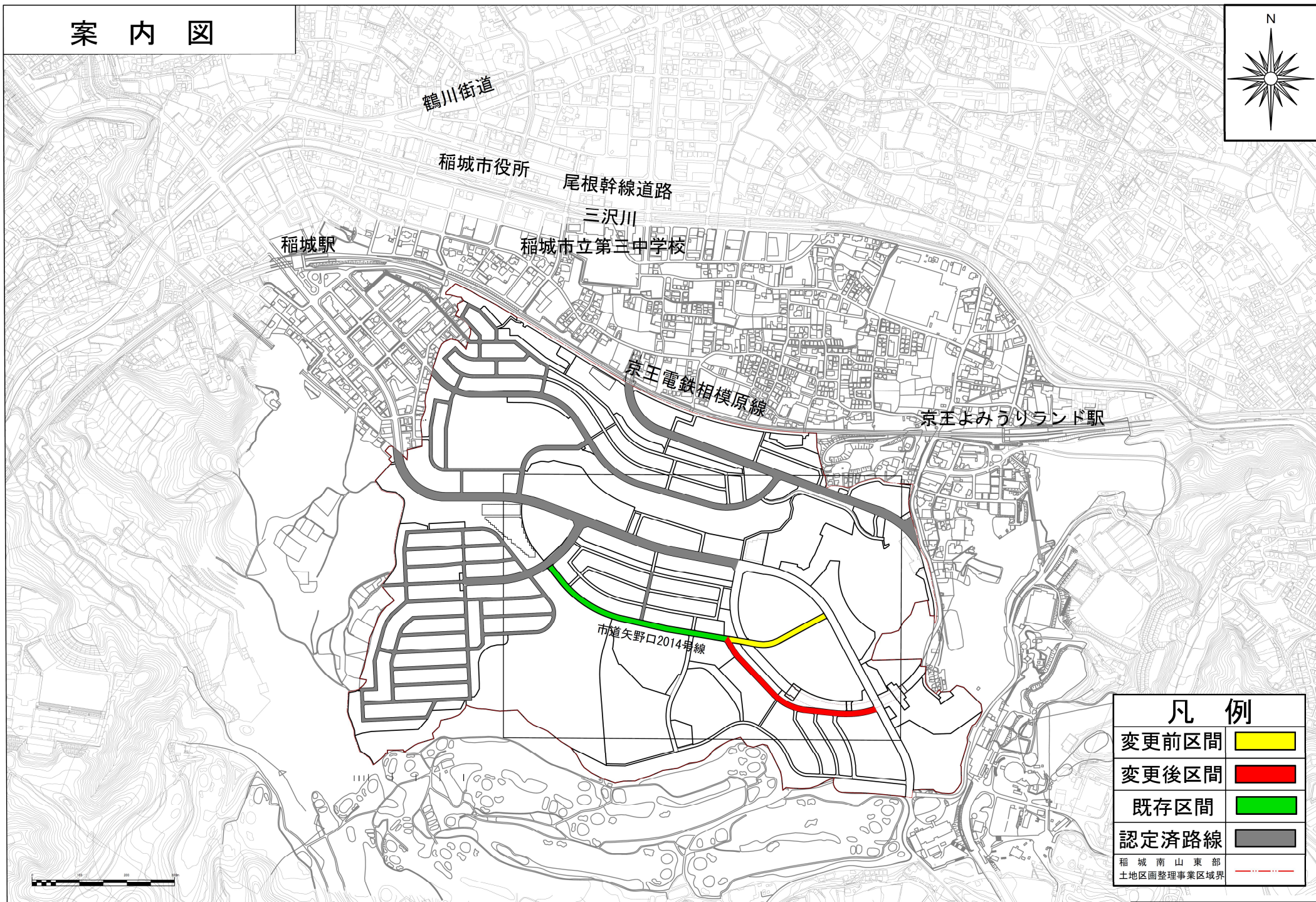
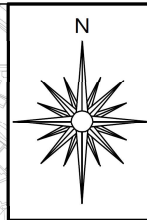
議 案 番 号	第44号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）		
【概 要】 本案は、稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。 【変更内容】 ○ 市道矢野口2014号線 稲城南山東部土地区画整理事業の事業計画変更に伴い、道路線の一部の付け替えを行ったため、その起点を変更します。			

路 線 一 覧 表

変更路線

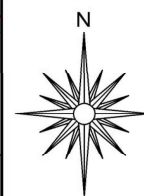
路線名		起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道矢野口 2014 号線	変更前	矢野口 3609 番地先	東長沼 2560 番地先	640.70	12.00
	変更後	矢野口 3233 番地先	変更なし	796.16	11.00～ 12.00

案内図



凡 例	
変更前区間	
変更後区間	
既存区間	
認定済路線	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

位置図



凡 例

変更前区間	
変更後区間	
既存区間	
認定済路線	
変更前起点 A	
変更後起点 A'	
終 点 C	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

市道矢野口2014号線
変更前 (ABC)
変更後 (A'BC)

B

A

A'

C

